

女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准に向けた環境整備を求める意見書

1979年、国連は、あらゆる分野で女性が性にに基づく差別を受けることのない平等の権利を有することを保障する女性差別撤廃条約を採択し、我が国は1985年、この条約を批准しました。また、1999年、同条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するための個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議、採択され、2000年12月に発効しています。しかし、2021年現在、同条約を批准した189か国中114か国が同議定書を批准しているにもかかわらず、我が国はまだ批准していません。

同議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後に条約を監視する機関に申立てを行うことができ、同機関が審査して見解を出す制度です。同機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても当該締約国に対する法的な拘束力はありませんが、国際的にも国内的にもその影響は小さくありません。同議定書を批准することにより、締約国は、国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができます。

日本は、男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2021」において156か国中120位と、前年度より1つ順位が上がりましたが、G7では最下位のままです。

また、新型コロナウイルスの感染拡大で、非正規職員の雇い止めをはじめ、特に女性への影響が大きくなっており、女性に対する差別を撤廃し、男女平等社会を実現するためのさらなる施策が急務となっています。

こうした中、政府は、第5次男女共同参画基本計画において、同議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めるとしています。

よって、国会及び政府は、女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准に向け、司法制度や個人通報を受け入れる実施体制等の課題を早急に解決するための環境整備を進めるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月27日

枚方市議会議長 有山正信

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

法務大臣

外務大臣

男女共同参画担当大臣